

民主政や貴族政は、その本性によって自由な国家であるのではない。政治的自由は制限政体に見出される。しかし、それは制限政体の国々に常に存在するわけではなく、そこで権力が濫用されないときのみ存在する。しかし、おおよそ権力を有する人間がそれを濫用しがちなことは万代不易の経験である。彼は制限に出会うまで進む。信じられないことだが、徳でさえ制限を必要とするのである。

権力を濫用しえないようにするためには、事物の配置によって、権力が権力を抑止するようにしなければならぬ。誰も法律が義務づけていないことをなすように強制されず、また、法律が許していることをしないように強制されないような國制が存在しうるのである。

第五章 さまざまな国家の目的について

すべての国家が一般に自國を維持するという同じ目的をもっているとはいえず、それぞれの国家は自國に特別の目的をもっている。拡大がローマの目的であり、戦争がスバルタのそれであり、宗教がユダヤ教の法律(律法)のそれであり、商業がマルセイユのそれであり、公共の静穩が中國の法律のそれであり、航海がロドス島民の法律のそれであり、自然の自由が未開人の組織の目的であった。一般に、君公の悦樂が專制国家の目的であり、君公の榮光と國家の榮光とが君主政國家のそれである。各個人の獨立がポーランドの法律の目的であり、そこから万人の抑圧が結果する。

世界には、政治的自由を國制の直接目的とする國民もある。この國民がその政治的自由の基礎とする諸原理を檢

討しよう。それらの原理が優れていれば、自由は鏡に映るよう現れるであろう。

政治的自由を國制の中に見出すには、それほど苦勞はいらない。自由をそれが存在するところで見ることができるとすれば、そして、それをすで見出したとすれば、なにゆえそれを探し求める必要があるか。

- (一) 外部に敵をもたないか、または、障壁によって敵を阻止しえたと信じている國家にとっては當然の目的である。
- (二) それは「自由拒否權」の不都合である。

第六章 イギリスの國制について

各國家には三種の權力、つまり、立法權力(La puissance legislative)、万民法に屬する事項の執行權力および公民法に屬する事項の執行權力がある。

第一の權力によって、君公または役人は一時的もしくは永続的に法律を定め、また、すでに作られている法律を修正もしくは廃止する。第二の權力によって、彼は講和または戦争をし、外交使節を派遣または接受し、安全を確立し、侵略を予防する。第三の權力によって、彼は犯罪を罰し、あるいは、諸個人間の紛争を裁く。この最後の權力を人は裁判權力(La puissance de juger)と呼び、他の執行權力を単に國家の執行權力(La puissance executive)と呼ぶであろう。

公民における政治的自由とは、各人が自己の安全についても確信から生ずる精神の靜穩である。そして、この自由を得るためには、公民が他の公民を恐れることのないような政体にしなければならぬ。

同一の人間あるいは同一の役職者団体において立法權力と執行權力とが結合されるとき、自由は全く存在しない。なぜなら、同一の君主または同一の元老院が暴君的な法律を作り、暴君的にそれを執行する恐れがありうるからで

ある。

裁判權力が立法權力や執行權力と分離されていなければ、自由はやはり存在しない。もしこの權力が立法權力と結合されれば、公民の生命と自由に関する權力は恣意的となろう。なぜなら、裁判者が立法者となるからである。もしこの權力が執行權力と結合されれば、裁判者は臣制者の力をもちうるであろう。

もしも同一の人間、または、貴族もしくは人民の有力者の同一の団体が、これら三つの權力、すなわち、法律を作る權力、公的な決定を執行する權力、犯罪や個人間の紛争を裁判する權力を行使するならば、すべては失われるであろう。

ヨーロッパの大部分の王國において、政体は制限的である。なぜなら、君公は最初の二つの權力をもつが、第三の權力の行使はその臣下に委ねているからである。トルコ人のもとでは、これら三つの權力は皇帝の一身に結合されて、おそろべき專制政治が支配している。

イタリアの諸共和國では、これら三つの權力が結合されているので、自由はわれわれの諸君主政國家におけるよりも少ない。したがって、その政体を維持するためには、トルコ人の政体と同様に暴力的な手段を必要とする。その証拠が國家秘密調査官であり、また、すべての密告者がいつでも告発状を投げ込める箱である。

これらの共和國における公民の状況がいかなるものとなりうるかを考えていただきたい。法律の執行者たる同一の役職者団体が、立法者として与えられた全權力をもっている。この団体はその一般意思によって國家を荒廃せうるが、また、裁判權力ももっている。その個別意思によって各公民を破滅させることもできる。

ここでは、全權力が一体となり、專制的な君公の存在を示す外面的な華麗さは全くないにしても、たえず彼の存在が感じられる。

それゆえ、專制的になろうと望んだ君公たちは、その一身に全役職を結合することから始めるのが常だった。ヨーロッパの多くの國王も、その國家の重要な全公職を一身に結合した。

イタリアの諸共和國の純粹な世襲貴族政は、アジアの專制政治に正確に対応するものではないと思う。役人が多数であることは、ときに役職を緩和なものとするし、すべての貴族が必ずしも同じ計画に協力するとはかぎらない。ここでは、さまざまな裁判所が構成され、相互に緩和しあっている。こうしてヴェネツィアでは大評議會が立法權力をもち、ブレガデイが執行權力を、クワランテニアが裁判權力をもっている。しかし、悪いことには、これらのさまざまな裁判所は同一の団体の役職者によって構成されていて、ほとんど同一の權力となっている。

裁判權力は常設的な元老院に与えられるべきではない。それは、必要とされる期間だけ存続する裁判所を構成するために、人民の団体から、一年のある時期に、法律に規定された仕方を選び出された人々によって行使されるべきである。

このようにすれば、人々の間でひどく恐れられる裁判權力が、ある身分にも職業にも結びつけられないので、いわば眼に見えずに無となる。人は裁判役をいつも眼の前にすることなく、裁判役職を恐れて、裁判役を恐れぬ。重大な訴訟においては、犯罪人が法律に合せて自分の裁判役を選ぶことさえ必要である。あるいは、少なくともも裁判役の極めて多数を忌避できて、残った裁判役が彼の選択によるものとみなされるようにしなければならぬ。

他の二つの權力は、むしろ役職者または常設的な団体に与えてよいであろう。なぜなら、その一方の權力は國家の一般意思にほかならず、他方の權力はその一般意思の執行にほかならないので、おおよそ個人に対して行使されるものではないからである。

しかし、裁判所が固定されてはならないとしても、判決は、法律の正確な文面以外のものでは決してないと